

令和5年8月8日

事業者殿

一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会
 登録番号 T3090005000182
 甲府市北口2-15-1 (電話 251-6626)
<http://www.yamanashi-roukiren.com/>

「安全衛生推進者」養成講習の実施について

我が国の労働災害は、長期的には減少傾向にあります。今なお年間50万人の人々が、労災保険の新規受給者となっており、その多くは中小規模事業場において発生しています。

このため、中小規模事業場の安全衛生水準を高め、労働災害の防止を図ることが重要であり、労働安全衛生法では、安全管理者の選任を要する業種であって、常時10人以上50人未満の労働者を使用する本店、支店、営業所等では、法定の講習を受講した「安全衛生推進者」を単位事業場ごとに選任して、その者に事業場の安全衛生に係る業務を担当させなければならないこととなっています。

当連合会においては、下記により「安全衛生推進者」養成講習を実施することと致しましたので、受講いただけるようご案内いたします。

記

- 1 日時 令和5年9月5日(火)～6日(水) 午前8時45分～(受付)
- 2 場所 **山梨県中小企業人材開発センター** (甲府市大津町2130-2)
 ※ ただし、駐車スペースに限りがありますので、アイメッセ第3駐車場をご利用下さい。
 地図明細: <http://www.yavada.jp/access.html> でご覧下さい。
- 3 受講料等 受講料 9,500円 テキスト代 3,100円
 計 12,600円 消費税(10%) 1,260円 合計 13,860円
 ★ 受講料につきましては、必ず申込み手続きを済ませてから、
 令和5年8月28日までに右記の指定口座に“振込み”をお願いします。
- 4 修了証 講習科目を全部受講した者には修了証を交付します。
- 5 申込方法 申込書に所定事項記入の上、令和5年8月28日までに当会に申し込んで下さい。(FAX可 055-251-6615)
- 6 その他
 - (1) 申し込み後の取消(キャンセル)は、講習日5日前(令和5年8月29日)までとします。以降の取消は欠席扱いとし、受講料の返金はいたしませんのでご注意ください。未納の場合にはご請求いたします。
 - (2) 受講者の変更については、講習日2日前(令和5年9月1日)までに申し出ください。
 - (3) 定員(80名)に達した時は、申込期日前でも締め切ることがあります。

7 講習科目及び時間割

1 日 目	8:45~9:00	9:00~11:10	小 休 止	11:20~12:20	昼 休 憩	13:10~15:20	
	受 付	安全管理 (小休止10分)		安全衛生教育		危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置等(小休止10分)	
2 日 目	8:50~11:00		小 休 止	11:10~12:10	昼 休 憩	13:00~15:10	15:20~
	作業環境管理及び作業管理(小休止10分)			健康の保持増進		関係法令 (小休止10分)	小 休 止

注(1)原則として遅刻は認めません。時間厳守をお願いします。(2)講師の都合により科目、時間を変更することもあります。

----- き り と り 線 -----

「安全衛生推進者」養成講習申込書(令和5年9月5日～6日実施)

フリガナ				昭和
氏 名	生年月日			年 月 日
				平成
現住所	〒			
担当窓口	部署名	担当者名	電話番号	
			FAX番号	
★ 記載に当たっては、労働者名簿等によりよく確認し、楷書で誤りのないようにして下さい。				
上記のとおり申込みます。			令和	年 月 日
郵便番号 〒				
所在地				
事業場名				
			電話番号	()
一般社団法人 山梨県労働基準協会連合会長 殿				H

受講料 9,500円 テキスト代 3,100円
 計 12,600円 消費税(10%) 1,260円 合計 13,860円

上記金額を次の指定口座に 令和5年8月28日 までにお振込み下さい。

振込口座: 山梨中央銀行武田通支店 普通 674128
 (一社) 山梨県労働基準協会連合会

※なお、振込手数料につきましては、受講者の負担とさせていただきます

請求書は本通にて、領収証は金融機関発行の「振込金受取書」にて、ご対応いただきますよう、お願いいたします。

一般社団法人山梨県労働基準協会連合会 登録番号 T3090005000182

【個人情報について】 ご記入いただいた個人情報につきましては、当会が責任をもって管理し、申込みいただいたサービスの的確な実施のためにのみ使用いたします。